

大都市制度（特別区設置）協議会

《第9回議事録》

■日 時：平成30年4月6日(金) 14:02～14:44

■場 所：大阪市役所7階 大阪市会 特別委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、大橋一功委員、河崎大樹委員、
(名簿順)横山英幸委員、花谷充愉委員、徳永慎市委員、杉本太平委員、八重樫善幸委員、
中村広美委員、山下昌彦委員、辻淳子委員、守島正委員、徳田勝委員、
黒田當士委員、川嶋広稔委員、辻義隆委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

定刻となりましたので、第9回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認です。本日は2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、2月26日付で大阪府議会議長から委員交代の届け出があり、みつぎ委員にかわり徳永委員にご就任いただいておりますので、ご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

本日の協議は、代表者会議で協議調整いただいたとおりです。事務局説明のみといたしまして、協議会に提出のありました、1点目、区割りが絞り込まれたことに伴う特別区（素案）の追加資料、2点目、事務分担の変更に伴う特別区（素案）の修正資料、3点目、本協議会でご意見のあった府市で進めている大規模プロジェクトに係る財政的影響額に関する資料について順次お聞きしてまいりたいと思います。

なお、このたび吉村大阪市長から3月27日に取りまとめた総合区設置に関する制度案、いわゆる副首都推進局案を本協議会に報告したい旨の申し出がございました。私としましては、今後の特別区の協議に資するものと考えており、会長として協議会規約第3条第2項に基づいてご報告をお願いすることといたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項について、特別区（素案）の追加資料から順次説明をお願いいたします。

(事務局：大下制度調整担当部長)

制度調整担当部長の大下でございます。

それでは、副首都・大阪にふさわしい大都市制度《特別区（素案）》（追加資料）のほうからご説明いたします。資料1をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして目次のところでございますが、今回、特別区（素案）で追加する項目といたしましては、特別区の名称、特別区の本庁舎の位置、区議会議員の定数となります。

それでは、特別区の名称についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

特別区の名称案の基本的な考え方をお示ししております。まず、基本方針として、特別

区の名称案につきましては、①として、特別区は現行行政区の区域を越えて形成されることから、より包括的なものとする。②として、できる限り住民に親しみやすくわかりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとする。その上で、東京特別区や政令指定都市行政区の名称の由来の分析結果を踏まえ、最下段の枠囲みのところですが、他都市でも多く使用されている方角・位置を基本としつつ、区域を包括し、簡潔でわかりやすい名称案とする考え方をお示ししております。具体的には、現在の住居表記が大阪城を中心としていることから、大阪城を中心とした方角・位置を示すものとして、東西、北、中央、南を事務局案としております。

2 ページをお開きください。

左側には、前回協議会で確認された4区B案の地図を、中央には特別区の名称案として第一区から順に東西区、第二区が北区、第三区中央区、第四区南区としてお示ししております。また、その右側の表は参考として現在の大阪市の各行政区の名称の由来をお示ししております。

3 ページでございますが、検討段階で上がっていた主な名称案を参考としてお示ししており、表の上段にそれぞれの案の着眼点の違いを記載しております。これらの中から、よりわかりやすく簡潔で、かつ一つの着眼点で包括的に各区を表現できるものとして、大阪城を中心とした方角・位置に基づいた区の名称案としております。

なお、表の中央に記載の大阪城を中心とした方角・位置及び地勢では、第一区の地勢を考慮し、淀川及び旧淀川に面していることから淀川区としており、表の右の端の各区の位置関係による方角・位置では、最北の現東淀川区が含まれます第一区を北区とするなど、各区の位置関係を考慮したものでございます。

4 ページをお開きください。

町名の考え方についてでございます。まず、町名の取扱いですが、地域の歴史などを考慮し、特別区の設置の日までの間に、住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることとしております。次に、基本方針として、現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があることから、その取扱いには十分配慮する必要があります。一定のルールに基づいて町名に反映することとしております。取扱いルール（案）でございますが、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入することを原則としております。例えば、現阿倍野区役所の所在地を事例に当てはめて申し上げますと、大阪市阿倍野区文の里一丁目は、南区阿倍野文の里一丁目となることを表しております。ただし、現在の行政区をそのまま挿入するとわかりにくくなるおそれがある場合などは、例外的に取り扱うこととしており、例外として2つの事例をお示ししています。例外1の北区、中央区のように現在の行政区名と同一となる場合ですとか、西区のように方位と混同されやすい場合、また、例外2のように行政区名と同じ町名が連続するような場合には、現在の行政区名を挿入しないこととしております。

次の5ページ以降は参考資料として自治体の名称の定め方ですとか、東京特別区や政令指定都市の行政区名の由来分析についてまとめておりますので、後ほどご参照願います。

特別区の名称についての説明は以上でございます。

ページを少し進めていただきまして、次に、特別区本庁舎の位置についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

まず、特別区本庁舎の位置の基本的な考え方でございますが、市が現在保有している庁舎の活用を前提として、既存の大阪市本庁舎及び現在の24区役所を候補とすること、また、新庁舎の整備については、民間ビルの賃借や、新たに建設するといった手法も含めまして、設置準備期間に検討することとしております。特別区本庁舎の選定方針といたしまして、まず第二区につきましては、行政機能を集約することが可能であり、また、都心部にあって複数の鉄道アクセスを有することから、住民にとって最も便利と考えられる大阪市の本庁舎を特別区本庁舎として選定しております。次に、第二区以外の区につきましては、地方自治法の規定に基づき、住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性の3点を考慮すべき条件として、現在の区役所庁舎の中からおのおのの条件について点数化を行い、選定をいたしております。

2 ページでは、具体的な選定方法についてお示ししております。まず、①として、地方自治法の規定に基づき、考慮すべき条件を点数化し、上位2つの特別区本庁舎の候補を選定し、その上で、②のとおり、特別区本庁舎の周辺状況を加味して、特別区本庁舎を選定いたしております。①の考慮すべき3つの条件につきましては、住民からの近接性は、特別区内の人口重心、すなわち人口が全体としてバランスのとれる地点から庁舎までの距離を算出しております。次に、交通の利便性は、特別区内での現区役所間の公共交通利用による所要時間を算出しております。3つ目の都市の中心性は、他地域からの来訪者数を算出しております。これら3つの条件につきまして、それぞれ最大5.0点から最小1.0点で点数化いたしまして、庁舎ごとに合計得点を算出しております。

3 ページでございますが、各特別区ごとの選定の結果をお示ししており、第二区は、大阪市の本庁舎を特別区本庁舎の候補として選定しております。また、その下、第一区は、淀川区役所及び此花区役所を候補とした上で、周辺状況として大阪市の事務所である十三工営所や十三公園事務所が所在しているため、淀川区役所を選定しています。第三区は、西成区役所及び浪速区役所を候補とした上で、両区の周辺状況には差がないことから、考慮すべき条件の合計点数が大きい西成区役所を選定しています。第四区は、阿倍野区役所及び平野区役所を候補とした上で、阿倍野区役所の周辺状況として、半径1キロメートル以内に総務事務センターや職員人材開発センターなどの大阪市の事務所が所在していることに加え、地下鉄、JR、近鉄、阪堺といった複数の鉄道アクセスを有していることから、阿倍野区役所を特別区本庁舎として選定しています。

次の4 ページでは、各特別区の本庁舎の位置を、5 ページ以降は特別区の本庁舎の選定に当たっての各区の選定評価や周辺状況の詳細について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

特別区本庁舎の位置の説明につきましては以上でございます。

さらにページを進めていただきまして、次に、特別区の議員定数についてご説明いたします。1 ページをお開きください。

特別区の選挙区につきましては、その区域の全部を1つの選挙区として選挙を行うことが原則となりますが、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令では、特別区設置協定書に選挙区及び各選挙区の議員定数を定めることができる旨の規定がございますことから、特別区に複数の選挙区を設けることも可能となっております。ただし、パターン2の例に記載しておりますとおり、複数の選挙区を持つ市町村は全国的に少数であり、

市町村合併での特例的な措置として、合併後初の選挙のみ旧市町村の単位を選挙区として設定しているものや、飛び地など地理的な事情により恒久的に複数の選挙区を設定しているものに限られております。こうしたことから、本資料ではパターン1の各特別区の区域を選挙区とする場合について、試案B（4区B案）をもとに議員定数を試算しております。2ページをお開きください。

ここでは、中核市や東京特別区の議員定数を参考に、各特別区の議員定数を試算しております。議員定数につきましては、事務局としては案の提示は行わず、本協議会においてご協議いただけるよう、3つのパターンにつきましてデータをお示しすることとしております。

まず、(1)として、近隣中核市である豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市、この6市の平均を基礎とした議員定数で、議員一人当たりの人口を1万1,635人として算定した場合の議員定数をお示ししております。この場合、各特別区の議員定数は51人から64人で、合計231人となります。なお、議員報酬等につきましては、特別区では中核市並みの事務を担うという観点から、近隣中核市6市平均の単価を議員定数に乗じて算出しており、約29億円と試算しております。残り2つにつきましては、近隣中核市6市平均よりも議員一人当たりの人口が多い自治体をモデルとして試算しております。

(2)では、全国の中核市の中で議員一人当たりの人口が1万4,438人と最大である八王子市をモデルに試算しております。この場合の各特別区の議員定数は41人から52人で、合計186人となります。また、議員報酬等は、先ほどの(1)と同じ観点から、近隣中核市6市平均の単価を適用し、約24億円と試算しております。

次に、(3)では、東京特別区の中で議員一人当たりの人口が1万8,067人と最大である世田谷区をモデルに試算しております。この場合、各特別区の議員定数は33人から41人で、合計148人となり、議員報酬は(1)、(2)と同じ単価を適用いたしまして約19億円と試算しております。

なお、3ページには参考として、次回の統一地方選挙から適用される大阪市の議員定数83人をもとに試算した場合の結果をお示ししております。大阪市の行政区の定数を区割り案に応じて割り当てた場合の各特別区の議員定数は18人から23人で、合計83人となります。

なお、議員報酬等につきましては、現在の大阪市会の減額措置適用後の単価を適用した場合として、約17億円となっております。

4ページは、大阪の特別区に類似した規模や権限を有する自治体の議員一人当たりの人口の状況をまとめております。

また、6ページ以降は参考資料として、類似する全国の中核市、東京特別区、府内都市の状況をまとめておりますので、後ほどご覧ください。

議員定数の説明につきましては以上でございます。

(事務局：川平制度調整担当部長)

制度調整担当部長の川平と申します。

次に、事務分担(案)の変更に伴う特別区(素案)の修正についてご説明申し上げます。資料2の副首都・大阪にふさわしい大都市制度《特別区(素案)》【事務分担(案)の変更に伴う修正】をご覧ください。資料2でご説明申し上げます。

まず1ページをお開きください。

前回の第8回協議会でご報告申し上げました事務分担（案）の変更に伴いまして、影響の及びます組織体制、財産・債務、財政調整、特別区設置に伴うコストについても修正を行っております。また、同じく第8回協議会におきまして、区割り案を試案B（4区B案）として協議を進めていくことになりましたことから、特別区（素案）の修正につきましては、試案B（4区B案）をもとに行っております。そのページの下段に参考として前回の協議会でご報告申し上げました事務分担（案）について表にまとめてお示ししております。

2ページをお開きください。

組織体制の修正概要をお示ししています。特別区の職員数及び大阪市から大阪府への移管職員数について、河川事業の一部の事務分担（案）が特別区から大阪府に変更したことなどに伴いまして、職員数を再算定しております。その結果、①でございますけれども、特別区の職員数は50人減少いたします。内容として、そのうち30人は大阪府から特別区への移管職員数の減少となります。また、②でございますけれども、大阪市から大阪府への移管職員数は10人の増加となります。その下の表には特別区設置当初の職員数につきまして、修正前と修正後の人数をお示ししております。また、そのページの一番下の※印の記載でございますけれども、水道事業及び工業用水道事業、弘済院事業については、経営形態の見直しに伴いまして職員数が変動する可能性がございますことから、特別区設置時において見直しを反映した職員数を、事務分担（案）に応じ、水道事業及び工業用水道事業は大阪府に、また弘済院事業は特別区にそれぞれ移管することとしています。

続きまして、3ページの財産・債務をご覧ください。

まず、（1）財産につきまして、特別区（一部事務組合）に承継するものとしまして、弘済院事業が一部事務組合に決定したことに伴い、特別区等に計上しております。また、大阪府に承継するものとしまして、河川事業の一部が特別区から大阪府に変更したことに伴い、特別区等から大阪府へ変更したほか、水道事業及び工業用水道事業が大阪府に決定したことに伴い、大阪府に計上しております。

次に、（2）債務（債務負担行為）につきましては、大阪府に承継するものとしまして、水道事業及び工業用水道事業に係る債務負担行為を大阪府に計上しております。また、河川事業の一部が特別区から大阪府に変更したことに伴いまして、河川事業に係る工事の債務負担行為が特別区と大阪府にまたがることとなることから、その他（特別区等と大阪府の所管が混在）に承継するものとして、その他に変更しています。

下段の表では、財産・債務に係る修正前と修正後のそれぞれの金額をお示ししております。

次に、4ページの財政調整をご覧ください。

（1）財政調整財源の配分割合について、河川事業の一部が変更したことなどで、特別区と大阪府の必要財政調整額が変わり、特別区と大阪府の財政調整財源の配分割合が変更となります。具体的には、その下の表でお示ししておりますが、平成25年度から平成27年度の3年平均で、修正前の特別区79.2%、大阪府20.8%から、修正後は特別区79.0%、大阪府21.0%へ変更となります。

次に、（2）目的税交付金の配分割合についてです。河川事業の一部が変更となったこ

とで、事業所税の充当事業の配分先に変更が生じますが、端数処理の結果、特別区と大阪府の配分割合に変更はございません。

続きまして、(3) 公債費(既発債)の負担割合につきましても、河川事業の変更や水道事業、弘済院事業の決定に係る公債費残高の分類をそれぞれ変更しておりますが、端数処理の結果、特別区と大阪府の負担割合に変更はありません。

続きまして、5ページでございます。特別区設置に伴うコストをご覧ください。

(1) イニシャルコストにつきまして、特別区の職員数及び大阪市から大阪府への移管職員数に変更が生じたことに伴いまして、特別区では不足執務室面積が400平方メートル減少し、大阪府では不足執務室面積が200平方メートル増加するなど、影響を受ける項目につきまして再試算を行っております。

次に、(2) ランニングコストにつきましても、職員数に変更が生じたことに伴い、民間ビル賃借料等に変更が生じますが、端数処理の結果、表記上の金額に変更はございません。

下段の表にイニシャルコスト、ランニングコストにつきまして、修正前と修正後の金額を億円単位でお示ししております。

再試算の結果、庁舎整備経費に変更が生じたので、イニシャルコストの合計欄でございますけれども、修正前の311億円～561億円であったものが、修正後には311億円～558億円へ変更となっております。

事務分担(案)の変更に伴います組織体制、財産・債務、財政調整、特別区設置に伴うコストの修正は以上でございます。

次ページ以降は参考といたしまして、修正が生じた各項目の総括的な資料を添付させていただきます。

なお、その資料の中で下線を引かせていただいております箇所が今回の修正箇所でございます。また、鉤括弧で修正前の数字等を記載させていただいておりますところがございます。

最後に、前回の協議会で試案B(4区B案)に絞り込まれたことを受けまして、これまで申し上げました修正等につきまして、4区B案に反映した素案を各委員の机の上に配付させていただいております。また、同じく委員の机の上には特別区/大阪府・事務分担(案)という資料があるかと思うんですけれども、そちらにつきましても事務分担(案)の変更を反映したものに差替えをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

特別区(素案)の修正についての説明は以上でございます。

(事務局：井上制度企画担当部長)

制度企画担当部長井上でございます。

次に、大規模プロジェクトに係る財政的な影響についてご説明いたします。資料3をご覧くださいませでしょうか。

まず、表紙をおめくりいただきまして、資料の目的・位置づけでございます。この資料は、第7回協議会での大規模プロジェクトについてのシミュレーションが必要とのご意見を受け、協議の参考としていただくため、財政的影響額を副首都推進局において推計したものでございます。推計の対象は、第4回の協議会でお示した特別区の「財政シミュレ

ーション」の中に、その事業費が含まれていない、または一部が未反映であるが、現在の知事・市長のもとではほぼ方針が決定され、事業が具体化している大規模プロジェクトとし、一定の仮定を置いて試算しております。

なお、本資料は府市の費用負担のあり方を決定するものではありません。また、特別区設置の日までに事業費や財政的影響額の著しい変動が見込まれる場合には、必要に応じて知事・市長の間で調整を行うものであることをお示ししております。

1 ページをご覧ください。

プロジェクトの内容や試算の前提条件を整理した表です。プロジェクトは、淀川左岸線（2期）など3件ございまして、それぞれ直近の事業スキームにおける大阪市の負担額に基づいて試算しております。なお、淀川左岸線の2期と延伸部につきましては、「財政シミュレーション」のベースとしております大阪市の今後の財政収支概算、いわゆる粗い試算の平成29年2月版に既に一定の額が織り込まれておりますことから、直近の事業スキームとの差額を算定しております。

ページ下部には財政的影響額の算出方法をお示ししております。また、プロジェクトごとに平成30年度から「財政シミュレーション」の終期である平成48年度までの各年度について試算しております。

2 ページをご覧ください。

各プロジェクトの各年度の財政的影響額をお示ししております。ひし形の1つ目が、「財政シミュレーション」に含まれている淀川左岸線（2期）と淀川左岸線（延伸部）でございます。まずは淀川左岸線（2期）の行をご覧ください。その右には各年度の財政的影響額の試算結果を網かけでお示ししております。次の淀川左岸線（延伸部）も同様に記載しておりますが、こちらは「財政シミュレーション」で織り込まれていた数値よりも、直近の事業スキームにおける各年度の負担が小さくなりますため、試算上マイナスとなります。数値の詳細は6ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

その下が、「財政シミュレーション」に含まれていないプロジェクトでございます。ななわ筋線の試算結果です。これらの数値を積み上げたものが、三角矢印の下に表でお示ししております財政的影響額計（あ）でございます。なお、「財政シミュレーション」では特別区の設置を平成34年度と仮定しております。このため、平成30年度から33年度の間には大阪府で発行した起債は、特別区が設置された場合、既発債として府に承継され、その償還費用は、特別区72%と、大阪府28%で負担することとなります。この償還費用の特別区負担分が（い）に示した数値となり、この数値を（あ）から差し引きしたものが財政的影響額（う）となります。

3 ページをご覧ください。

こうした財政的影響額の試算結果を踏まえ、財政調整財源の特別区と大阪府の配分割合を変更すべきかどうかという点を論点としております。ページの中ほどの財政的影響額（う）と「財政シミュレーション」における大阪府収支との比較でお示した表をご覧ください。表の網かけをしている部分、追加負担分、大阪府の各年度収支に与える影響額（△表示）としているものが、財政的影響額（う）の数値をプラスマイナス反転させて影響額としてお示したものでございます。これに対しまして、この表の上に（参考）としてお示ししている数値が、「財政シミュレーション」における大阪府の各年度収支です。

ケース1が、市税等収入増加分が100%地方交付税の減少に反映されるとした場合、ケース2が、市税等収入増加分のうち75%が地方交付税の減少に反映され、25%が収支に寄与とした場合の収支でございます。比較いたしますと、平成34年度ではケース1、2とも既に収支がマイナスとなっているため、追加負担としてマイナス2億円が加わりますと赤字がふえることとなります。年度が進んでいきますと、追加負担分については、ケース1の場合は黒字部分を超えてしまいますが、ケース2の場合は黒字の範囲におおむね収まっているような形が読み取れるかと思えます。

こうした結果を踏まえまして、ページ上部に戻っていただきまして枠囲みの部分でございますが、考え方を整理しております。特別区・大阪府の通常の役割分担における歳出の変動には、配分される財源と自主財源をマネジメントしながら対応することが基本とした上で、幅を持って見る必要があるものの、現時点の試算では大規模プロジェクトが大阪府の収支に多大な影響を及ぼすとはまでは言えない状況とお示ししております。結果、右側の矢印部分にありますように、配分割合は変更しないことを基本とすべきではないかと考えております。

また、ページ下部には、先ほど(い)としてお示した平成33年度までの既発債による特別区側の追加負担額と、「財政シミュレーション」における特別区の各年度収支を参考としてお示ししております。

4 ページをお開きください。

その他のプロジェクトとして、万博会場建設費と関連事業費について、事業内容や事業費総額、地方負担額等を記載しております。これらに関する基本的な考え方を三角矢印の下にお示ししております。万博会場建設費など広域的な役割に係る事業は、大阪府の事務として承継いたします。また、地下鉄中央線の延伸などの関連事業費は、3ページの考え方と同様に、配分割合を変更せず対応するものと考えております。

なお、次のページに参考として関連事業費についての財政的影響額の試算をお示ししておりますので、後ほどご覧ください。

また、万博会場建設費につきましては、具体的な事業スキームが未確定なため、財政的影響額をお示ししておりませんが、基本的な考え方として、府市折半という枠組みを維持するということ、また、仮に基金などを活用すれば配分割合を変更せずに対応することが可能と考えております。

なお、財源負担の平準化ができるよう、事業スキームの具体化について国と協議中であると同っておるところでございます。

特別区(素案)の追加及び修正と、大規模プロジェクトに係る財政的な影響についての説明は以上でございますが、この場をお借りしまして事務局より1点ご報告させていただきます。

本協議会でご提案をいただきました大都市制度(総合区設置及び特別区設置)の経済効果に関する調査検討業務委託についてでございます。公募条件等を見直した上で、先月30日から再公募を行っておりますことをご報告させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。

本日は事務局からの資料説明のみとなっておりますが、資料の記載内容などで確認されたい点などございましたら、ご意見、ご発言お願いしたいと思います。

なお、発言される場合は、インターネット配信をしている関係から、まず挙手をしていただきまして、私が指名して、マイクを通してのご発言よろしくをお願いいたします。

どうですか。

河崎委員。

(河崎委員)

確認なんですけれども、今日示されたのは案ということなので、区名にしても今後の議論で変えることは可能かどうかということ、知事、市長。

(今井会長)

聞ってるわけ。

(河崎委員)

はい。

(今井会長)

吉村委員。

(吉村委員)

これは行政案として今回特別区の名称も含めて提案させていただきました。最終的に決定するのはこの法定協議会の場所ですから、特別区の名称も含めてここで議論して決定していただけたらなというふうに思います。

(今井会長)

よろしいですか。

(河崎委員)

はい。

(今井会長)

ほかご意見ございませんか。

特にご意見等がないようですので、次に、総合区設置に関する制度案【副首都推進局案】についてご報告を願います。

(事務局：小林制度企画担当部長)

制度企画担当部長の小林でございます。

資料につきまして、大阪市における総合区の設置に関する制度案【副首都推進局案】に

ついてご説明いたします。

本制度案は、昨年8月に総合区の区割り、総合区が担う事務、組織体制、予算の仕組み、財産管理、地域自治区等について、具体的な内容をお示しした総合区（素案）をもとに、制度内容に関する市会でのご議論や、住民説明会における制度への意見等を参考に、必要な追加修正を加え、副首都推進局として成文化したものでございます。

具体的には、1 総合区の設置といたしまして、総合区の名称、総合区役所の位置、名称、総合区の区域及び総合区役所の所管区域について表形式で表し、別図を添付するとともに、総合区長が執行する事務を記載しております。

2 総合区役所の分掌事務では、分掌事務について、規定形式で表すとともに、別表1から3の整理を行っております。

3 教育委員会の権限に属する事務の取扱いでは、総合区職員の教育委員会事務局職員との兼務等についての記載を追加しております。

4 総合区役所の組織体制等では、総合区長を補佐するための組織体制の構築について、局長級の副区長設置、部制の導入、分掌事務に応じた職員配置をすることとし、総合区長の職員任免権の行使については、市全体の人事行政との調和等を踏まえて判断するものとしております。

5 総合区の予算では、総合区長が財務マネジメントを発揮できる仕組みとなるよう、総合区長が執行する予算、総合区長の予算意見具申権、市長と総合区長の意見交換の場の設定について記載しております。

次の6 政策協議の場の設定では、市長が総合区長と意見交換をする場を設定し、各局分掌事務のうち、総合区域内において住民に密接に関わるものについては、必要に応じて総合区長が調整・関与できるものとしております。

7 総合区長の管理財産では、総合区役所が分掌事務執行に必要となる住民に身近な財産は総合区長が管理するものとしております。

8 総合区政会議では、総合区域内の施策等にご意見をいただき、現在の区政会議と同様に活用していく旨を、9 地域自治区では、事務所の位置、地域協議会の設置について記載するとともに、地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは適切に措置を講じなければならないとしております。

なお、総合区政会議、地域協議会ともに委員の費用弁償につきまして追記し、素案から変更を行っております。

10 町の名称では、地域の歴史などを考慮し、住民の意見を踏まえ定める旨を、11 総合区の設置の日では、総合区設置条例制定から約2年後を目途とする旨を、12 その他では、総合区の設置及び運営を円滑に進めるために必要な規定整備を行っていく旨をそれぞれ記載しております。

この総合区制度案は副首都推進局として取りまとめたものでございまして、引き続き市会等でご議論いただき、必要に応じて修正を行う予定としております。

総合区設置に関する制度案の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（今井会長）

ありがとうございました。

資料の記載内容で確認されたい点がございましたら、ご意見、ご発言をお願いいたします。何かありますか。ないですか。

ないようですので、本日の協議は以上となりますが、その他のご意見もございませんか。ないですか。ありませんか。

それでは、特段ご意見がないということですので、本日の協議はこれにて終了とさせていただきます。

この後、第6委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の方々はご参集いただきますようよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。